

議案第61号

つくば市指定介護予防支援事業者の指定基準等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年12月6日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市指定介護予防支援事業者の指定基準等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市指定介護予防支援事業者の指定基準等に関する条例（平成27年つくば市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市指定介護予防支援事業者の指定基準等に関する条例（平成27年つくば市条例第21号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第13条（略）</p> <p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>（2）—（4）（略）</p> <p>第15条（以下略）</p>	<p>第1条—第13条（略）</p> <p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>（2）—（4）（略）</p> <p>第15条（以下略）</p>